

						/ 件
クロスボウ	□譲渡等承諾書のとおり					
	型 式		クロスボウ番号			
	商 品 名		クロスボウの全長		センチメートル	
	特 徴		クロスボウの全幅		センチメートル	
用途	法第4条第1項に規定する用途	第1号	□狩 猟	□有害鳥獣駆除	□標 的 射 撃	
		第2号の2	□動物麻酔		□漁 業	
			□その他の産業の用途 ()			
		□第3号	□第5号の3	□第8号	□第9号	□第10号
	□法第6条第1項に規定する用途					
現所有者	□譲渡等承諾書のとおり					
	住 氏 電 話 番 号	所 名 番 号				

(裏)

- 備考
- 1 所持の許可を求めるクロスボウごとに作成すること。
 - 2 申請時においてクロスボウ欄又は所持しようとするクロスボウの現所有者の住所、氏名及び電話番号欄の記載事項が不明の場合は、当該欄は記載することを要しない。
 - 3 内容が譲渡等承諾書と同一の場合は、譲渡等承諾書のとおりとある口内に✓印を記入すること。
 - 4 型式欄には、片手持ち又は両手持ちの別及び滑車あり又は滑車なしの別を記載すること。
 - 5 特徴欄には、そのクロスボウを特定するために必要な彫刻、傷、修理の跡、塗色等について記載すること。
 - 6 クロスボウ番号欄には、クロスボウに付されている固有の番号又は記号を記載すること。ただし、クロスボウに固有の番号又は記号が付されていない場合にあっては、当該欄は記載することを要しない。
 - 7 クロスボウの全長欄には、弦を引いていない状態における弦と直角の方向のクロスボウの長さを記載すること。
 - 8 クロスボウの全幅欄には、弦を引いていない状態における弦に平行な方向のクロスボウの長さを記載すること。
 - 9 用途欄には、該当する事項の口内にレ印を記入すること。
なお、当該用途がその他の産業の用途である場合には、その具体的な用途を括弧内に記載すること。